

# 一般社団法人産業保健法務研究研修センター

## 事業計画書

(2014年11月1日から2015年10月31日まで)

### 1 事業実施の方針

本法人は、2012年11月1日に設立され、翌2013年10月31日に西  
税務署長宛に届出を行い、同年11月1日に税法上の非営利型法人となって以  
後、非営利の性格を基礎としつつも、民間資格の発行と、それを取得するための  
講座の運営を中心とする事業を営んで現在に至っている。

しかし、第1期に比べ約半数への受講生の減少を含めた事業をめぐる事情の  
変化と、以下のようなメリットにかんがみ、2015年2月をめどに、学術団体  
として再編する。

1) 仮に事務局が大学研究室となる場合にも、別途事務室を設ける必要がなくな  
り、研究大会会場として大学施設を利用できるようになることから、運営コス  
トを大幅に下げられること、

2) (これまであった大学の兼業制限が外れるため、) 三柴が代表理事となるこ  
とで、責任と権限の所在を一元化、明確化できるようになること、

3) 「実務に強い学術」を旨としつつも、法人事業の公益性と学術的誠実さを  
正面から打ち出せること、

4) 学術団体となることで公益性が明確化するため、これまでも運営に多大  
な支援をして下さってきた一般財団法人・日本予防医学協会から引き続き公益  
事業としてのご支援を頂き易くなること、

5) 1)～4)との関係上、これまでは、運営コストとの関係で下げられなか  
った受講料をかなり下げられる可能性が出てくること、

6) 関与して下さっている方々が、COI(利益相反)の問題を避け易くなるこ  
と。

学術団体化した後の当法人の名称は産業保健法学会とし、実施する事業  
については、改定後の定款第3条に以下のように定める。

「当法人は、産業保健に関する法学(以下、「産業保健法学」という)や法実  
務に関する調査研究、関連分野の専門家同士の交流、産業保健法学や法実務に精  
通した人材の育成と交流等を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) メンタルヘルスに関わる問題の予防と事後的な解決に貢献する適正な法制度や法解釈、法実務のあり方に関する調査研究
  - (2) 産業保健に関する問題の予防と事後的な解決に貢献する適正な法制度や法解釈、法実務のあり方に関する調査研究
  - (3) 産業保健法学や法実務に関する研究大会や研修講座の開催、運営
  - (4) メンタルヘルスに関する法学及び法実務に関連する資格の開発、同資格取得のための講座の運営、同資格の認定
  - (5) 産業保健に関する法学及び法実務に関連する資格の開発、同資格取得のための講座の運営、同資格の認定
  - (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。」

事務局は、最小限度の規模に縮小したうえで、2015年2月1日までに近畿大学法学部三柴研究室(〒577-8502 東大阪市小若江3-4-1 近畿大学法学部内)に設置し、その後一般財団法人・日本予防医学協会の許可が得られれば、同年4月1日を目途として、同協会西日本事業部(〒530-0047 大阪市北区西天満5-2-18 三共ビル東館6階)に移設する。

## 2 実施する事業

### (1) 事例検討会

東京2回、大阪2回。

大阪会場については、関西福祉科学大学 EAP 研究所との共催予定。

東京会場については、法研との共催を模索する。

### (2) 第4期資格講座

2015.10.1-2016.12.31

全6回(+認定試験1回)・東京のみ

### (3) 年次研究発表大会(ベスト・プラクティス発表会)

今年度は、事例検討会をもって代える。

### (4) 紙面による活動報告

法研・へるすアップ誌での活動報告の掲載につき協議中

内容は、①事例検討会の記録、②年次大会の記録、③会員のベスト・プラクティス(自己紹介と共に、経験談としての問題事例の解決例、1次予防から3次予

防の奏功例などの寄稿を依頼) の予定

(5) 会員向けメールマガジンの発行

内容は、(4) ①②③。特に③を中心に構成する。

編集は、石見忠士氏が担当。

(6) 会員からの相談の専門家とのマッチング・サービス

事務で受け付け、三柴が指示して新たな事務スタッフが手配する。

個別企業向けのコンサルティング・サービスは廃止する。

ただし、幹部や会員の紹介は可能な限り実施する。